

ご相談はわたしたちへどうぞ

高齢者 いきいき 介護のことなら



別紙リストを
ご覧ください



高齢者の
総合相談窓口

北区東部いきいき支援センター
電話:991-5432・FAX:991-3501

北区西部いきいき支援センター
電話:915-7545・FAX:915-2641

北区西部いきいき支援センター分室
電話:902-7232・FAX:902-7233



在宅医療のことなら

名古屋市医師会
北区在宅医療・介護連携支援センター
電話:982-0874・FAX:982-0875

北区役所福祉課福祉係
電話:917-6575・FAX:914-2100

北区役所福祉課介護保険係
電話:917-6522・FAX:914-2100

楠支所区民福祉課福祉係
電話:901-2269・FAX:902-1843

発行: 北区在宅医療・介護多職種連携会議 在宅医療・介護のしおりワーキンググループ

ワーキンググループ
構成団体

北区医師会、北区訪問看護事業所連絡会、北区居宅介護支援事業者連絡会、
北区介護サービス事業者連絡会、北区東部・西部いきいき支援センター
(事務局) 北区役所福祉課、北区在宅医療・介護連携支援センター

家で良かったと

思えるときを

いつまでも...

名古屋市北区在宅医療・介護のしおり



＊はじめに＊

この冊子は、「住みなれたわが家で最後まで過ごしたい…」と
思っている方に、自宅でどのような医療と介護のサービスを
受けて生活できるかをまとめたものです。

住みなれたわが家で最後まで自分らしく、「家でもよかった」と
思えるときをいつまでも…、その思いがあれば、必要な
サポートをえながら最後まで自宅での生活が可能であることを
知っていただければ幸いです。

もくじ

あなたのおうちに私たちがお伺いします	P1
「食べられなくなってきた」場合の在宅療養	P2
「動けなくなってきた」場合の在宅療養	P3
がんの在宅療養	P4～5
「認知症」の在宅療養	P6～7
住みなれたわが家で人生の最終段階をむかえる前に	P8～9
ご相談はわたしたちへどうぞ	P10

【別紙】

- ・ 自宅での療養生活を支援するさまざまな職種・サービスの説明
- ・ 在宅医療に関わる費用と高額療養費制度
- ・ 各種相談窓口
- ・ 事前指示書の例

あなたのおうちに

私たちが
お伺い
します

さまざまな職種

ケアマネジャー



ヘルパー



医師



看護師



薬剤師



リハビリ職

理学療法士 (PT)
作業療法士 (OT)
言語聴覚士 (ST)



歯科医師 / 歯科衛生士



管理栄養士



さまざまなサービス

デイサービス

デイサービス



ショートステイ



福祉用具レンタル



訪問入浴



「食べられなくなってきた」場合の在宅療養

家で受けられる医療

かかりつけ医・
かかりつけ歯科医への
通院・相談



飲み込みの評価

訪問リハビリ



嚥下訓練



訪問薬剤指導



訪問栄養指導



訪問歯科診療



訪問看護

訪問診療

点滴・胃ろう

在宅医療については
在宅医療・介護連携
支援センター(P10)に
相談してください

食べられない



食べられなくなってきた

食べることに
飲み込むことが
難しくなってきた



介護保険サービスは
ケアマネジャー(別紙)に
相談してください



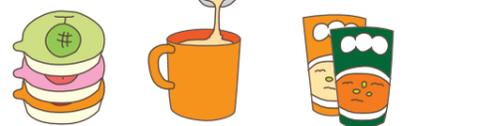
訪問介護



配食サービス



食事の工夫
とろみ・きざみ・ミキサー
栄養補助食品



デイサービス



口腔体操

家で受けられる
介護サービス

「動けなくなってきた」場合の在宅療養

家で受けられる医療

かかりつけ医への
通院・相談



訪問歯科診療



訪問診療



訪問薬剤指導

訪問看護

訪問リハビリ

在宅医療については
在宅医療・介護連携
支援センター(P10)に
相談してください

ほとんどベッドの上で
過ごしている



移動に
介助が必要



歩くのに
補助が必要



介護保険サービスは
ケアマネジャー(別紙)に
相談してください



訪問入浴



ショートステイ

訪問介護



福祉用具レンタル



デイサービス



住宅改修



配食サービス



リハビリの実施



家で受けられる
介護サービス

が ん の 在 宅 療 養

家で受けられる 介護サービス



福祉用具レンタル



住宅改修



訪問介護



最後まで
家ですごしたい...



ほとんどベッドの上で
すごしている...



痛みが強くなったり
落ち着かなかったりした場合は
訪問看護師や在宅医に相談

家に帰ります
だいじょうぶ
(大丈夫かな)



病院にいるソーシャルワーカー・看護師に相談

介護保険サービスは
ケアマネジャー(別紙)に
相談してください



介護保険申請

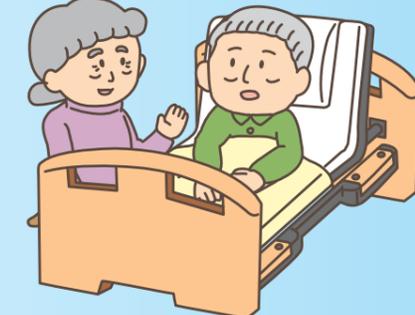
ずっと
家がいいな



通院が大変だ



食べられなく
なってきた...



ベッドの上にいる事が多くなる...

退院支援

必要に応じて、ケアマネジャーや
多職種が病院と連携

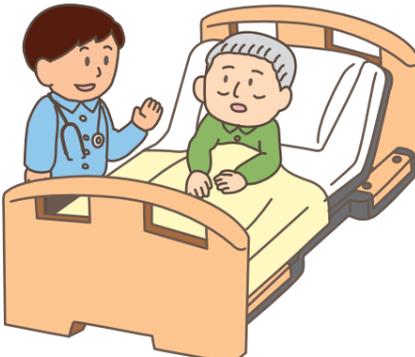
在宅医療については
在宅医療・介護連携
支援センター(P10)に
相談してください



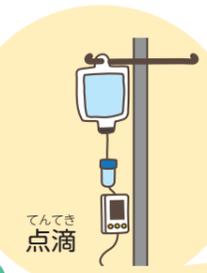
訪問看護



訪問診療



訪問薬剤指導



点滴

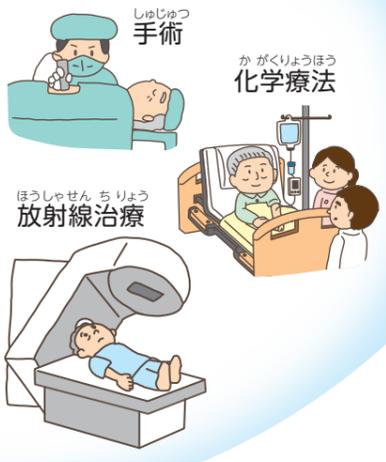


在宅酸素



精神面のケア

病院での治療



医療用麻薬の使用

痛みのコントロール

家で受けられる 医療

「認知症」の在宅療養

自宅で生活しながら利用できる 施設



このようなことが
気になり始めたら
私たち(P10)に
相談してください

もの忘れが
気になってきた...

相談

介護保険申請

ケアマネジャー

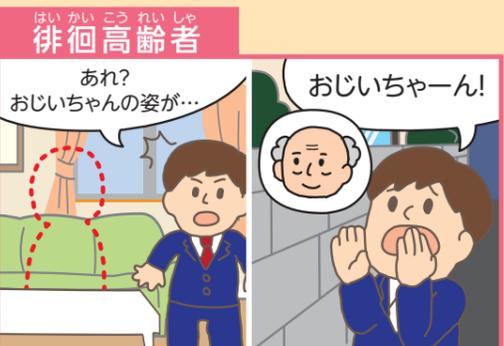
成年後見人
(権利擁護)

病院受診
(もの忘れ外来・
かかりつけ医)



いきいき支援センター
高齢者いきいき相談室

認知症の方への支援



成年後見制度を利用すれば、ご家族に代わって成年後見人が支援します。



自宅で受けられる
支援

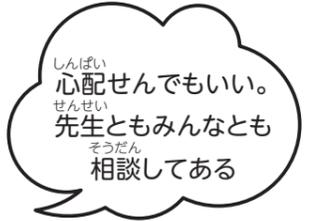
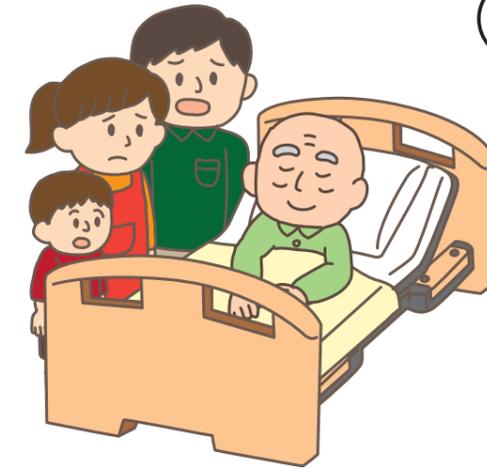
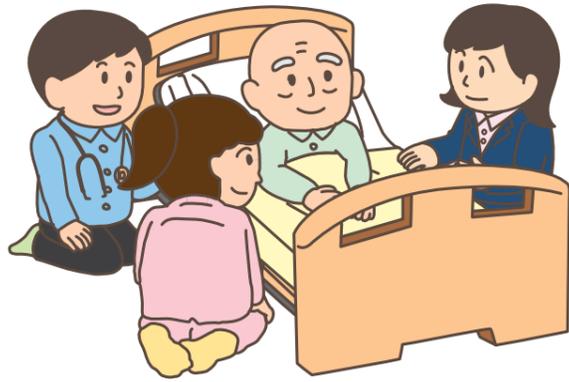


住みなれたわが家で 人生の最終段階をむかえる前に

た しょく しゆ
多職種と…

みんなで話し合 いをしましょう
自分の思いを明らかにし、皆で共有しましょう

か ぞく ち じん
家族や知人と…



- 救急車をお願いするということは、救命を願うことです。
- のぞまない医療処置を行うことにもなります。

じ ぶん い し しょ めん のこ
自分の意思を書面に残すこともできます

じょう たい
どのような状態になるのか?
し
知っておきましょう

